

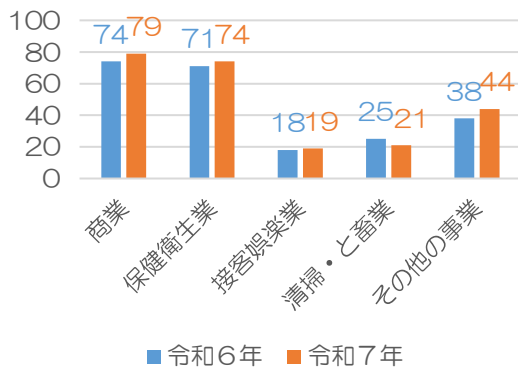
第三次産業で労働災害が増加しています！

葛城署管内の令和6年（新型コロナウイルス感染症による労働災害除く）の休業4日以上
の死傷者数は397人と前年より2人（0.5%）の増加となっています。

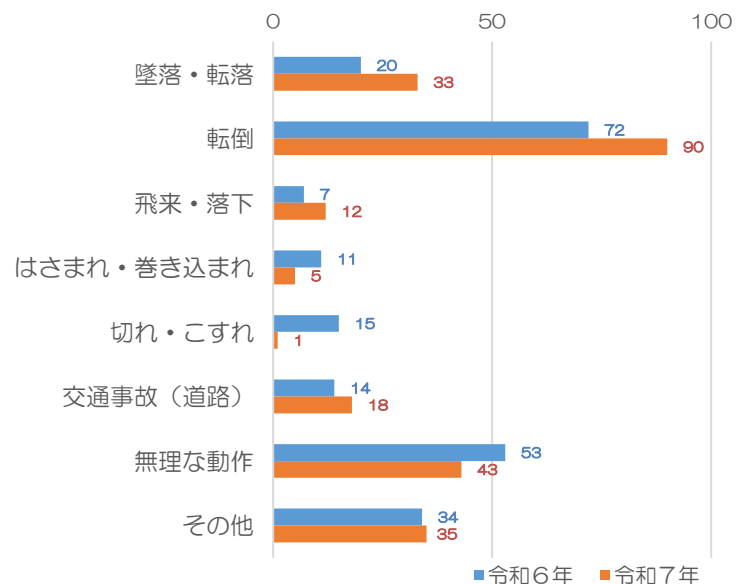
なお、第三次産業における死傷者数は237人と、前年の226人より11人（4.9%）
の増加となっています。

事故の型別では、墜落・転落災害、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害、切れ・こすれ
災害、交通事故、無理な動作等の災害が発生しています。

第三次産業における労働
災害の発生状況



第三次産業における事故の型別災害発生状況



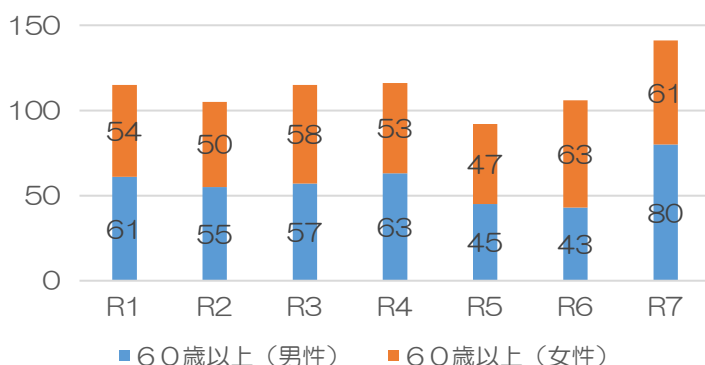
令和7年の商業の休業4日以上
の死傷者数は79人
（前年+5人）、保健衛生業は74人（同+3人）、
接客娯楽業は19人（同+1人）となっています。

高齢労働者の災害を防止するために

運動機能が低下する中・高齢労働者には、若年労働者とは違い、特に配慮が必要です。

十分な明るさの確保、段差の解消、ゆとりのある作業スピード、身体機能の低下を補う設備等の
導入、体力チェックによる健康・体力の客観的な状況の把握など、**エイジフレンドリー指針に基づ
く取組みに努めましょう。**

高齢労働者の災害発生状況



高齢労働者の
安全衛生対策について

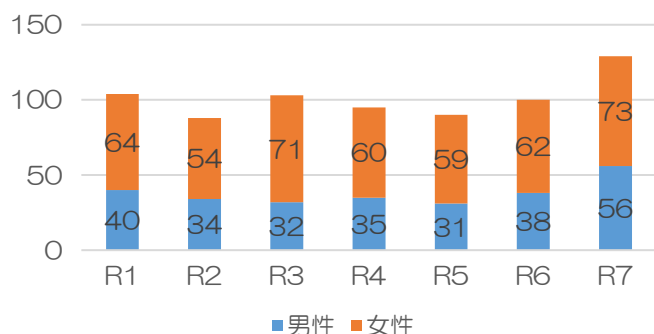
エイジフレンドリー
ガイドライン

エイジフレンドリー
補助金
令和8年5月20日～
令和8年10月31日



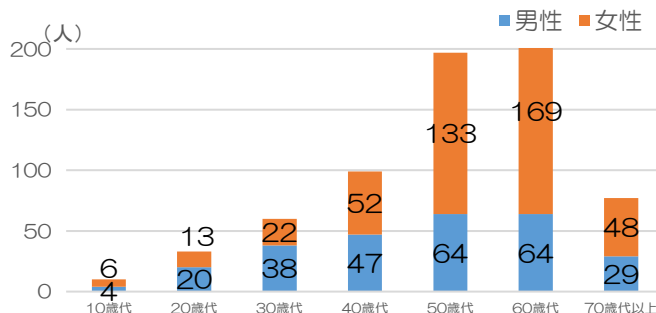
転倒災害を防止するために

転倒災害の男女別発生状況



転倒災害発生状況（年齢別）

（令和元年～令和7年）



【転倒災害防止対策】

床面のすべり、床の荷物によるつまずき、階段からの踏み外しなどを原因とする転倒災害を防止するため、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の実施、ヒヤリハット情報の共有、段差など転倒しやすい場所の注意表示、ストレッチ体操の励行などに取り組みましょう。

◎高年齢になるほど、転倒災害の発生件数が増加しています。

◎高年齢の女性の転倒災害の発生率が特にながななっています。

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

①何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒

→転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入

②作業場・通路に放置された物につまずいて転倒

→バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底

③通路等の凹凸につまずいて転倒

→敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消

④作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒

→適切な通路の設定、敷地内駐車場の車止めの「見える化」

⑤作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒

→引き回した労働者が自らつまずくケースも多い転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



運動習慣



整理整頓



職場のあんぜんサイト
転倒災害防止対策について



「滑り」による転倒災害の原因と対策

①凍結した通路等で滑って転倒

→従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する

②作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒

→水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。

（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）

③水場（食品加工場等）で滑って転倒

→滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第 558 条）

防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工

隣接エリアまで濡れないよう処置

④雨で濡れた通路等で滑って転倒

雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



清掃



滑りにくい靴の着用

～転倒・腰痛予防！
「いきいき健康体操」～

リスクアセスメントに取り組みましょう！

職場における危険性等を事前に摘み取り、安全で安心な職場づくりのために、「リスクアセスメント」に取り組みましょう。

「リスクアセスメント」とは、作業手順毎等のリスク（危険性）を洗い出して見積もりし、優先度を決めて低減対策を検討し、実施して作業でのリスクを低減させるものです。

リスクアセスメントの効果として、

- ① 職場のリスクが明確になります。
- ② 職場のリスクに対する認識を管理者を含め、職場全体で共有できます。
- ③ 安全対策について、合理的な方法で優先順位を決めることができます。
- ④ 残されたリスクについて「守るべき決め事」の理由が明確になります。
- ⑤ 職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります。

腰痛予防対策に取り組みましょう！

職場における腰痛は、業種を問わず多発し、葛城署管内でも、毎年多くの労働者が業務により腰痛を患っています。

各事業場において腰痛を予防するため、「腰痛予防対策指針」に基づき、労働衛生管理体制を整備し、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育に、総合的・継続的に取り組みましょう。

【主な対策ポイント】

◎ 作業管理

- ・作業方法、作業手順書作成及び見直し
- ・機械による作業の自動化

◎ 健康管理

- ・腰痛の健康診断の実施
- ・腰痛予防体操の実施

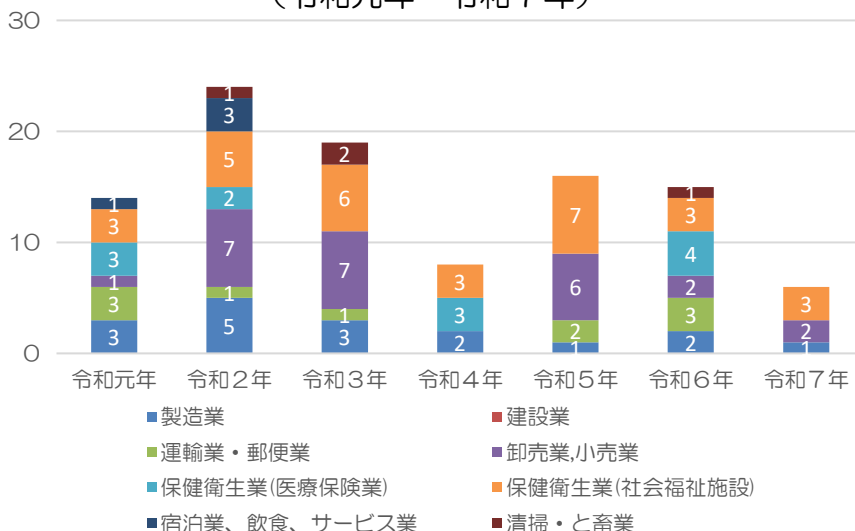
◎ 作業環境管理

- ・適切な温度、照度を保つ
- ・凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする

◎ 労働衛生教育

- ・腰痛予防のための労働衛生教育の実施

腰痛労働災害の発生状況
(令和元年～令和7年)



厚生労働省 HP
～「腰痛予防対策」～

	令和元年から 令和7年の合 計
卸売業、小売業	25人
保健衛生業（医 療保険業）	12人
保健衛生業（社 会福祉施設）	30人

熱中症対策が義務化されました！

労働安全衛生規則が改正され、熱中症対策が義務付けられましたので、正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

【熱中症とは？】

高温多湿の環境下で体温調整が出来ず、体内に熱がこもることによる障害で、**重症化すると命の危険も！**

【主な症状】

- ・めまい、たちくらみ・頭痛、吐き気
- ・倦怠感、だるさ・筋肉のけいれん
- ・意識の混濁、呼びかけへの反応が鈍い

【予防ポイント】

- ◎こまめな水分、塩分補給
 - ・のどが渇く前に水分を！
 - ・汗をかいたら塩分も一緒に！
- ◎適切な服装の着用
 - ・通気性の良い服装を！
- ◎休憩場所の整備
 - ・冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を！



熱中症予防のための
情報・資料サイト



働く人の今すぐ使える
熱中症ガイド

◎健康診断結果に基づく対応

- ・糖尿病、高血圧症、腎不全などの持病がある
作業への配慮を！

◎日常の健康管理

- ・睡眠不足、二日酔い、朝食の未摂取は、熱中症の発症に影響を与えるので、作業開始前に確認を！

◎作業中の健康状態の確認

- ・巡視を頻繁に行い、声をかける「バディ」を組み、労働者同士でお互いの健康状態を確認しあう

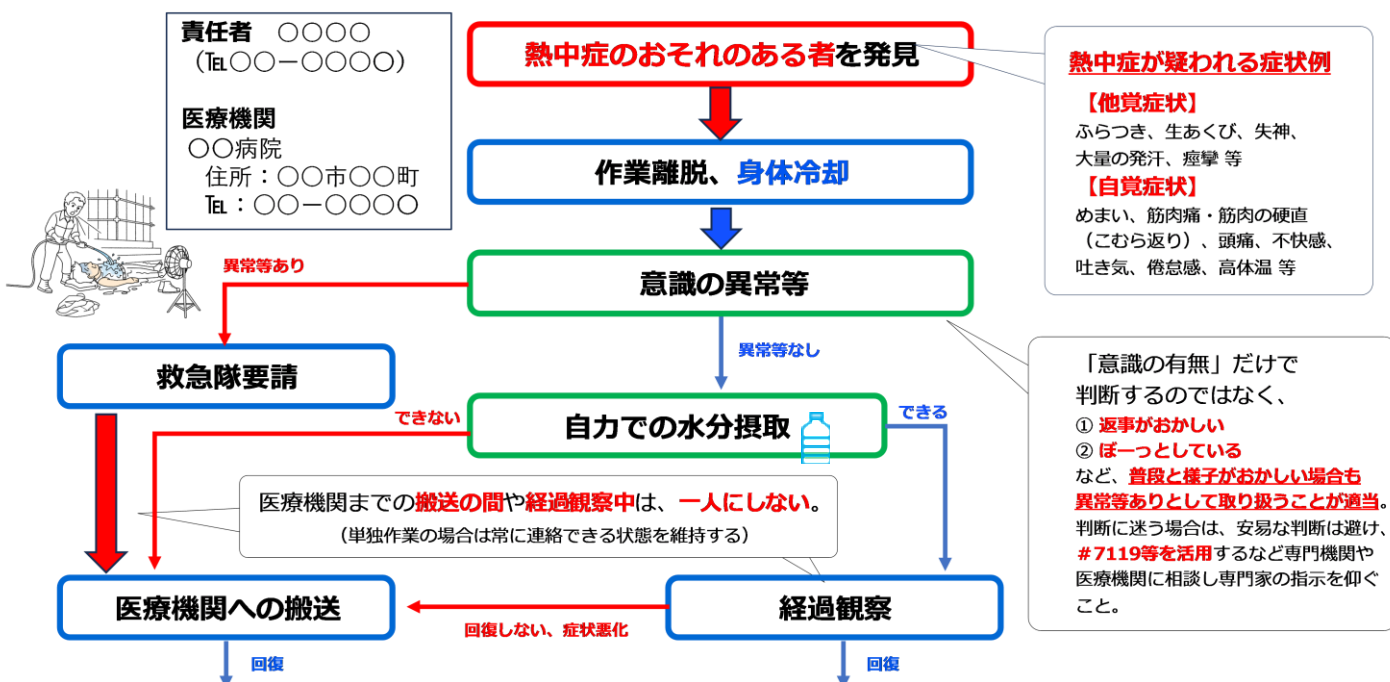
令和7年6月から、**熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切**に対処することにより、**熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者に義務付けられました。

対象となる作業

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する対応計画

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。